

令和 9 ・ 1 0 年度

競争入札参加資格審査申請の手引き

【設計・測量・調査・コンサルタント】

令和 8 年 1 0 月

山形県県土整備部建設企画課

目 次

1 はじめに	
2 申請資格	1
3 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日	1
4 行政書士による代理申請	2
5 入札参加希望業種	2
6 申請方法について	3
申請方法（電子申請）	4
申請方法（紙申請）	6
7 提出書類における共通項目	8
8 技術職員名簿	14
(1) 技術者の定義	14
(2) 技術者の確認資料及び提出必要人数	17
(3) 技術職員名簿の作成方法	17
9 その他	18
(1) 競争入札参加資格変更届	18
(2) 物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録	19
(3) 審査の結果通知	20
(4) 名簿の公表について	20
(5) 入札参加について	20
(6) 入札参加資格の承継	20

1 はじめに

山形県では、行政手続きのデジタル化および申請者の皆様の利便性向上・業務効率化を推進するため、今回の令和9・10年度競争入札参加資格申請は、電子申請「やまがたe申請」を推奨します。

これに伴い、従来「紙申請用」と「電子申請用」に分かれていた手引きを1冊に統合しています。

今回の受付においては、電子申請と紙申請のどちらの受付体制にも対応しておりますが、令和11・12年度の定期受付より原則電子申請となりますので、手引きの内容を確認いただき、可能な限り電子申請システムのご利用をご検討ください。

2 申請資格（電子・紙共通）

山形県の入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

- ア 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。
- イ 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ウ 山形県の県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エー１ 役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時測量・コンサルタント業務等の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- エー２ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- エー３ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していないこと。
- エー４ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- エー５ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日（電子・紙共通）

山形県の入札参加資格審査申請の受付には、西暦偶数年１１月の定期受付と、毎年８月・西暦奇数年１１月の追加受付があります。随時受付は実施しておりません。

各受付における受付期間と入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登載期間、審査の基準日の関係は以下のとおりです。

	受付期間	名簿登載期間	審査基準日
定期受付	R8. 11. 16～R8. 11. 30	R9. 4. 1～R11. 3. 31	R8. 10. 31
追加受付	R9. 8. 1～R9. 8. 10	R9. 10. 1～R11. 3. 31	R9. 7. 31
追加受付	R9. 11. 16～R9. 11. 30	R. 10 4. 1～R11. 3. 31	R9. 10. 31
追加受付	R10. 8. 1～R10. 8. 10	R10. 10. 1～R11. 3. 31	R10. 7. 31

※ 提出する書類は「審査基準日」現在の状況について御記入ください。

4 行政書士による代理申請（電子・紙共通）

行政書士による代理申請の場合、下記①及び②について、御留意ください。

① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。なお、代理申請の場合でも、名簿登載通知は申請者本人に送付します。

② 申請書・変更届への押印

代理申請の場合、申請書・変更届への押印は、申請代理人氏名欄に申請代理人の押印をしてください。したがって、申請書・変更届の代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

※電子申請において行政書士による代理申請を行う場合の郵送書類は、6ページの申請書提出先及び提出方法をご確認の上、提出をお願いします。

5 入札参加希望業種（電子・紙共通）

山形県では入札参加希望業種や発注時の業種区分を、以下のとおりとしています。

測量	1 測量一般☆	2 地図の調整	3 航空測量
建築コンサルタント	1 建築一般☆ 4 暖冷房 7 建築積算 10 調査	2 意匠 5 衛生 8 建築設備積算	3 構造 6 電気 9 電気設備積算
地質調査★			
補償コンサルタント★	1 土地調査 4 機械工作物 7 補償関係	2 土地評価 5 営業・特殊補償	3 物件 6 事業損失
不動産鑑定☆			
登記手続等☆			
土木コンサルタント★ (建設コンサルタント)	1 土質基礎 4 電力土木 7 施工計画設備積算 10 造園 13 上水道工業用水道 16 森林土木 19 水産土木	2 鋼構造コンクリ 5 道路 8 機械 11 港湾空港 14 下水道 17 都市計画地方計画 20 電気電子	3 河川砂防海岸 6 トンネル 9 地質 12 鉄道 15 農業土木 18 建設環境 21 廃棄物
その他	1 交通量調査 4 水質等の分析 7 計算	2 環境調査 5 宅地造成設計 8 工事資料整理	3 経済調査 6 電算関係 9 施工管理
計量証明☆			

※1 ☆は、法律上、営業の登録が必要です。

＜測量事務所、建築士事務所、不動産鑑定士事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、計量証明事業所＞

★は、営業の登録制度がありますが、登録がなくても申請できます。

＜地質調査、補償コンサルタント、土木コンサルタント＞

※2 山形県では、受託した方が別の業者に再委託することを原則として認めていません。

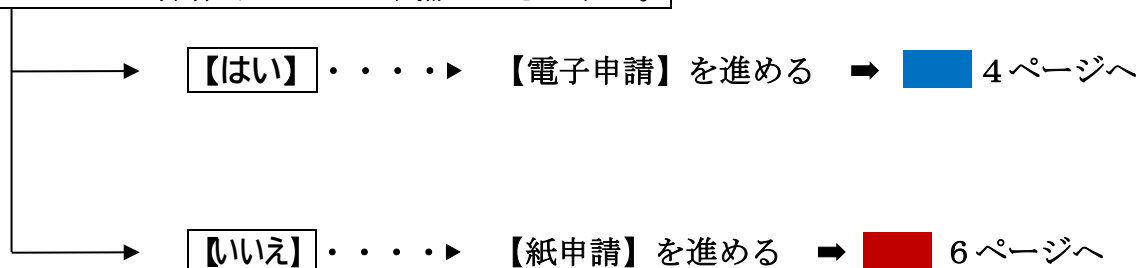
6 申請方法について

令和8年11月の定期受付については、電子申請・紙申請のいずれかで申請ができます。
申請方法については、下記のフローよりお進みください。

※令和11・12年度の定期受付より、原則電子申請となりますので、申請方法については電子申請を推奨します。

■どちらの方法で申請しますか。

社内でパソコン操作やPDFの準備はできますか。



※共通項目がありますので、手引きをよく確認し手続きを進めてください。

【1】電子申請

電子申請の受付期間は、11月16日0時00分～11月30日23時59分となります。

電子申請は「やまがた e 申請」を使用します。操作方法は、別添「令和9・10年度 競争入札参加資格申請に係る電子申請システム操作マニュアル」および、「申請フォームの申込手順」をよくお読みいただき、手続きを進めてください。

なお、提出いただいた資料の不備等の連絡は「やまがた e 申請」内で通知しますので、ご注意ください（行政書士による代理申請の場合も同様です）。

1) 提出書類

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の登載が受けられず、また、登載後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

(1) Excel 様式で作成し提出するもの

(Excel の様式集に入力の上、Excel のまま提出ください。) ※ () 内の数字はシート番号

No	提出書類	対象者
1	自己チェックシート兼受理票 (1-1, 1-2)	全者
2	競争入札参加資格審査申請書 (2)	全者 ★行政書士が代理申請する場合は紙で提出 その他は電子申請
3	委任状 (代理申請用) (2-2)	代理申請を希望する方
4	申請に係る誓約書 (3)	全者
5	山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書 (3-2)	全者 (又は、山形県の県税の納税証明書 (写) PDF) ※ ¹
6	様式 A 測量・コンサルタント業者総括表 (4)	全者
7	様式 B-1 有資格者延べ数総括表① (5-1) 様式 B-2 有資格者延べ数総括表② (5-2)	全者 (資格者が 0 名の場合も提出)
8	様式 C 営業所調書※ ² (6)	山形県内又は東北 6 県内に支店等を有する方
9	様式 D 役務の資格申請調書 (7)	全者
10	委任状 (10)	県外本店業者で必要な方

(2) PDFで提出するもの

No	提出書類	対象者
11	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写）	法人の方は必須
12	身分証明書（写）	個人事業主の方は必須
13	消費税の確定申告書（写）※ ³	全者。No6「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「直前2年の実績」欄に対応する決算期 <u>2期分</u> として計2通。
14	消費税及び地方消費税の納税証明（写）※ ⁴	全者。「その1（納税額証明用）」を提出。No13の消費税確定申告書の決算期 <u>2期分</u> について証明を受けたもの。
15	山形県の県税の納税証明書（写）	(1) -5 山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書が提出できない方。
16	個人県民税の納税証明書※ ⁵	山形県居住の個人事業主
17	営業登録・事務所登録の通知書・証明書※ ⁶	No6「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「登録」欄に「1」を入力した業種について提出
18	県内営業所の確認資料※ ⁷	
19	社会保険等の加入を証明する書類（写）※ ⁸	全者
20	技術職員名簿（8）	No7「有資格者延べ数総括表」で資格者数を計上している方。

【2】紙申請

《紙申請の場合》

申請書提出先及び提出方法

本店所在地	提出先	提出方法
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8189(直通)	持参※ ¹ 又は 郵送※ ² (いずれでも可)
西村山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 TEL 0237-86-8379(直通)	
北村山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 TEL 0237-47-8654(直通)	
最上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大路上2034 TEL 0233-29-1377(直通)	
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6069(直通)	
西置賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-8501 長井市高野町2-3-1 TEL 0238-88-8223(直通)	
庄内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 TEL 0235-66-5644(直通)	
県外	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2402(直通)	

※1 土日、祝日は持参による受付を行っていません。

定期受付は申請が集中しないように受付日を指定しております。次項、定期受付の受付指定日を確認ください。

※2 郵送の場合、受付日の指定はありませんので、各受付期間の最初の日以降に到着するよう発送してください。受付最終日の消印分まで受け付けます。

封筒には「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。また、受理印が必要な場合は、返送先住所等を明記し、切手を貼付した返信用の封筒又はハガキを同封してください。

なお、郵送による申請の場合、資料の不備等の連絡は電子メールで行いますので、競争入札参加資格審査申請書に、担当者のメールアドレス（行政書士による代理申請の場合は、行政書士のメールアドレス）を必ず記載してください。

1) 定期受付の受付指定日

原則として電子申請をお願いしますが、持参による提出の場合、定期受付については、特定の日に申請が集中しないよう商号の頭文字に応じて受付日を指定しています。なるべく指定日又は予備日に申請してくださるよう御協力をお願いします。（追加受付は、受付日の指定はありません。）

	受付日	対象業者
指定	令和8年11月16日(月)	商号の頭文字がア行
〃	令和8年11月17日(火)	〃 カ行
〃	令和8年11月18日(水)	〃 サ行
〃	令和8年11月19日(木)	〃 タ行
〃	令和8年11月20日(金)	〃 ナ・ハ行
〃	令和8年11月24日(火)	〃 マ・ヤ・ラ・ワ行
予備	令和8年11月25日(水)～11月30日(月)	予備日(上記で都合のつかない方)

※1 受付時間は、午前の部は9：30～11：45、午後の部は13：30～16：00です。

※2 県内本店業者・県外本店業者の方共通です。

2) 提出書類

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の登載が受けられず、また、登載後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出部数は各1部です。A4判でないものはA4判に拡大・縮小するか、A4判の用紙にのり付けて提出してください。

(1) 綴じるもの（N○順に紐綴じ又はホチキス綴じ。フラットファイルは不可）

※（ ）内の数字はシート番号

No	提出書類	対象者
1	競争入札参加資格審査申請書（2）	全者
2	申請に係る誓約書（3）	全者
3	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写）	法人の方は必須
4	身分証明書（写）	個人事業主の方は必須
5	消費税の確定申告書（写）※ ³	全者。No15「様式A 測量・コンサルタント業者総括表」の「直前2年の実績」欄に対応する決算期 <u>2期分</u> として計2通。
6	消費税及び地方消費税の納税証明（写）※ ⁴	全者。「その1（納税額証明用）」を提出。No5の消費税確定申告書の決算期 <u>2期分</u> について証明を受けたもの。
7	山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書（3-2）	全者（又は、山形県の県税の納税証明書（写））※ ¹

8	個人県民税の納税証明書※ ⁵	山形県居住の個人事業主
9	営業登録・事務所登録の通知書・証明書※ ⁶	No15「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「登録」欄に「1」を入力した業種について提出
10	県内営業所の確認資料※ ⁷	
11	社会保険等の加入を証明する書類（写）※ ⁸	全者
12	技術職員名簿（8）	No16「有資格者延べ数総括表」で資格者数を計上している方。

（2）綴じないもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる必要がある場合はゼムクリップを使用）

No	提出書類	対象者
13	自己チェックシート兼受理票（1-1, 1-2）	全者
14	委任状（代理申請用）（2-2）	代理申請を希望する方
15	様式 A 測量・コンサルタント業者総括表（4）	全者
16	様式 B-1 有資格者延べ数総括表①（5-1） 様式 B-2 有資格者延べ数総括表②（5-2）	全者（資格者が 0 名の場合も提出）
17	様式 C 営業所調書※ ² （6）	山形県内又は東北 6 県内に支店等を有する方
18	様式 D 役務の資格申請調書（7）	全者
19	委任状（10）	県外本店業者で必要な方

7 提出書類における共通項目

※ 1 「山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書」または「山形県の県税の納税証明書（写）」のいずれかを提出してください。

納税証明書（写）を提出される場合は、証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）の 3 か月前から受付期間最終日までのもの。各受付区分に応じた証明日は、下記の通りです。

受付区分	証明日
定期 令和 8 年 11 月	令和 8 年 8 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日
追加 令和 9 年 8 月	令和 9 年 5 月 1 日～令和 9 年 8 月 10 日
追加 令和 9 年 11 月	令和 9 年 8 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日
追加 令和 10 年 8 月	令和 10 年 5 月 1 日～令和 10 年 8 月 10 日

山形県税に関する納税証明書は、最寄りの山形県総合支庁税務課で請求し、全ての県税税目について滞納がないことの証明を受けてください（県外業者については、いずれの総合支庁税務課へも請求できますが、混雑緩和のため、郵送による請求の場合は、下記のとおり本店所在地により受付の担当区

域を設けておりますので、御協力をお願いします)。なお、滞納がある場合は、納税証明書が発行されません。また、申請受付期間の最終日までに全ての県税について滞納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。

○納税証明書の請求先

本店所在地	請求先
東南村山地域	村山総合支庁 納税課 管理担当 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8135(直通)
西村山地域	村山総合支庁 西村山税務室 納税管理担当 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 TEL 0237-86-7280(直通)
北村山地域	村山総合支庁 北村山税務室 納税管理担当 〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1 TEL 0237-47-8625(直通)
最上地域	最上総合支庁 税務課 納税管理担当 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1233(直通)
東南置賜地域	置賜総合支庁 税務課 納税管理担当 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 TEL 0238-26-6101(直通)
西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜税務室 納税管理担当 〒993-8501 長井市高野町 2-3-1 TEL 0238-88-8211(直通)
庄内地域	庄内総合支庁 税務課 管理担当 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 TEL 0235-66-5437(直通)
県 外	山形県内に事務所もしくは事業所を有しない業者の場合は、上記のいずれかの窓口へ郵送で請求してください。 なお、混雑緩和のため、受付の担当区域を設けさせていただいておりますので、御協力をお願いします。 ① 村山総合支庁納税課 = 北海道、東北、関東地域 ② 庄内総合支庁税務課 = 上記以外の地域

※担当地域以外に請求いただいても、請求先の総合支庁において納税証明書の発行は行います。

《山形県の県税に未納がないことの証明書の請求方法》

納 税 証 明 請 求 書									
* 太枠欄のみ記入してください。									
山 形 県 総 合 支 庁 長 殿					令和 年 月 日				
請 求 者 (窓 口 に 来 た 方)	住 (居) 所 又 は 所 在 地				納 税 特 別	☐ 請求者と同じ (納税義務者欄記入不要)			
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名				義 務 徴 収 義 務 者 又 は	☐ 請求者と別			
	電 話 番 号	() - () - ()			住 (居) 所 又 は 所 在 地				
					氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
下記のとおり納税証明書の交付を請求します。 *該当する項目の□に☑を付けてください。									
税 目 等 ☐ 自動車税種別割 <自動車登録番号> 山形・庄内					使 用 目 的 ☐ 名義変更 ☐ 残債伺 ☐ 抹消登録 ☐ 所有権解除 ☒ その他 ()			証 明 事 項 税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)	
☐ 法人事業税 (特別法人事業税及び地方法人特別税を含む) <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 法人県民税 <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 個人事業税 <所得年> 年 ~ 年 ☐ その他の税目 ()					☐ 建設業許可申請 ☐ 建設業法による変更届出 ☐ 資金借入 ☐ その他 ()			税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)	
☐ 鉦区税 <登録番号> 山形県 掘権登録第 号					☐ 試掘権の延長 ☐ 試掘権の採掘権への転願			納税状況 (滞納の理由)	
☒ 全ての県税 (特別法人事業税及び地方法人特別税を含む)					☒ 入札参加資格審査申請 ☐ 酒類販売業等免許申請 ☐ 公益法人認定申請 ☐ 公益法人定期事業報告 ☐ その他 ()			☒ 現在県税の滞納がない ☐ 過去 年以内に県税の滞納 処分を受けたことがない ☐ その他 ()	
◆ 代理人等が請求する場合は委任状が必要です。ただし、次の場合は省略できます。 ・法人の代表者又は従業員が、代表者印 (実印)を使用して請求する場合 (従業員等欄に所属部署等及び氏名を記入してください。) ・車検証原本を提示し、自動車税種別割の納税証明を請求する場合 ◆ 自動車税の納税証明書の交付を請求する場合は、自動車税種別割に☑を付けてください。 ◆ 自動車税種別割の納税証明書の請求の場合は、納税義務者欄の記入について、車検証に記載されている現在の使用者についての記入でも結構です。 ◆ 1件につき400円の手数料 (県証紙) が必要です (鉦区税は無料)。税目、年度、証明事項ごとに1件として計算します。 ◆ 納付(納入)直後(概ね2週間以内)の場合は領収書の原本を持参してください。 ◆ 窓口に来た方の身分証明書 (マイナンバーカードや運転免許証等)を確認させていただく場合があります。					※ 県証紙貼付欄				

なお、総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載されている様式 (全国統一様式) も使用することができます。

■総務省ウェブサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/000148148.html

■地方税共同機構ウェブサイト

<https://www.lta.go.jp/news/03410>

※2 県外本店業者の方が「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」で委任先を山形県内や山形県以外の東北5県の営業所等とした場合、「様式 C 営業所調書」にも当該委任先について記入し、提出してください。

No2「様式A 測量・コンサルタント業者
総括表」の「直前2年の実績」欄の合
計額が1千万円未満である場合は提出
は不要です。

[illegible]

※：出典：国税庁ホームページ

消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、税務署が発行します（令和3年7月より、インターネットによる申請・受取も可能です）。消費税の**免税事業者の方も提出が必要です**（免税事業者であっても証明書は発行されます）。納税証明書は「その1（納税額等証明用）」とし、下記の条件を満たすものとします。申請受付期間の最終日までに下記の条件を満たす納税証明書を提出できない場合は、申請を受理しません。

なお、下記国税庁のウェブサイトからも請求が可能です。

■国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

条 件	
・	証明年度が「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「直前 2 年の実績」欄に対応する決算期 2 期分であるもの（ただし、「未納税額」欄が 0 円となっているものに限る。）。
・	証明日は問わない。

《消費税及び地方消費税の納税証明書の請求方法》

納税証明書交付請求書									
税務署長 あて					収入印紙ちよう付欄 (消印しないでください)				
年 月 日									
【代理人記入欄】 代理人の方のみ記入してください。 住所 氏名 ※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。					住所 (納税地) (フリガナ) 氏名 又は 法人名及び 代表者氏名 個人番号 又は 法人番号 ※個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。 信託の名称:				
下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。 「その1」を請求する場合 記 「その3」を請求する場合									
証 明 書 の 種 類	☒ その1		☐ その2		☐ その3 ☐ その3の2 ☐ その3の3		☐ その4		
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税 ☒ 消費税及地方消費税 ☐ その他()		☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税 ☐ 消費税及地方消費税 ☐ その他()		☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税 ☒ 消費税及地方消費税 ☐ その他() ※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。		/		
証明を受けようとする国税の年度	年分 自 年 月 日 至 年 月 日		年分 自 年 月 日 至 年 月 日		年分 自 年 月 日 至 年 月 日		/		
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 □法定納期限等 □源泉徴収税額 □未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。) (チェックしない)		所得金額 ※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。 □には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 □総所得金額の証明 □事業所得金額の証明 □上記以外の所得金額の証明()		未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。		次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明書の請求枚数	1 枚		枚		1 枚		枚		
証明書の使用目的	☐ 資金借入 ☒ 入札参加指名願 ☐ 登録申請(更新) ☐ 保証人 ☐ その他()								
※税務署整理欄									
個人 (代理人) 確認 法人 (代理人) 確認	□番号確認 □本人確認 □委任状		番号確認書類(個人のみ) □個人番号カード □通知カード □その他 本人(代理人)確認書類 □個人番号カード □運転免許証 □旅券(パスポート) □その他 □官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真真付)()					確認者 証明番号	
整理番号				個人番号					
摘 要									
□収入印紙 □現金	その1	税目数	年度	枚	円	合計	円	円	円
	その2	/	年度	枚	円	円	円	円	円
	その3	/	年度	枚	円	円	円	円	円
	その4	/	年度	枚	円	円	円	円	円
							確認者	領収担当者	

※5 証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）の3か月前から受付期間最終日までのもの。
各受付区分に応じた証明日は、下記のとおりです。

受付区分	証明日
定期 令和8年 11月	令和8年 8月 1日～令和8年 11月 30日
追加 令和9年 8月	令和9年 5月 1日～令和9年 8月 10日
追加 令和9年 11月	令和9年 8月 1日～令和9年 11月 30日
追加 令和10年 8月	令和10年 5月 1日～令和10年 8月 10日

山形県の県税のうち、個人県民税はその徴収を担当する市町村が未納のないことを証明します。
そのため、納税証明書もお住いの市町村が発行します。申請受付期間の最終日までに個人県民税に
ついて、滞納又は未納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。

※6 一般測量、建築一般、不動産鑑定、登記手続（土地家屋調査士、司法書士）、計量証明の各業務
を希望する場合は、必須です。有効期間があるものは、「2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準
日」に掲げた審査基準日時点で有効なものを提出してください。

※7 No4「様式C 営業所調書」で、山形県内に営業所等がある旨を申請した場合であって、当該県内営
業所が No11「履歴事項全部証明書」に記載されていない場合は必須です。当該県内営業所の住所が分
かる書類として次のいずれかを提出してください。

- 1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 建設コンサルタント現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
- 2) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 地質調査業者現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
- 3) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 補償コンサルタント現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
- 4) 営業所等を賃貸している場合は、賃貸借契約書の写し。
- 5) 電気、電話、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書であって、請求先等が申請者と一致しているもの。
- 6) 1)～5)のいずれもない場合は、「営業所の建物外観、看板又は表札(申請者名と営業所の名称が分かるもの)及び営業所内の写真をA4判の用紙に貼り付けたもの」を提出。

◇ 測量法第55条の8に基づく書類は、行政庁の確認済み印がないため、挙証資料として使用できません。

※ 8 社会保険・労働保険の加入が確認できる書類を提出してください。

【1】社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入状況が確認できるいずれかの書類の写し

- (例)・納入告知書（納付書・領収証書）
・保険料納入告知書・領収済額通知書
・社会保険料納入確認書
・納入告知書・領収証書（健康保険組合発行）
・納付の猶予許可通知書
- それぞれ申請時の最も近い時期に
納付したもの

【2】労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）の加入状況が確認できるいずれかの書類の写し

- (例)・概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）
・労働保険料等納入通知書（労働保険事務組合発行）
・納付の猶予許可通知書
- それぞれ申請時の近い時期に
納付したもの

◇【1】【2】両方の書類の提出が必要です。

適用除外の場合は、提出不要です。

8 技術職員名簿

様式B-1及び様式B-2に有資格者数を記載し、その挙証資料として技術職員名簿を作成してください。様式B-1及び様式B-2に記載した資格者数と技術職員名簿の各資格名等の合計欄が原則として一致しますので、申請の際は、一致しているか確認してください。

(1) 技術者の定義

表1 様式B-1の技術者の定義

様式の標記		以下の資格を有する者（登録者）の延べ人数（申請時点）
建 築	一級建築士	一級建築士
	二級建築士	二級建築士（一級建築士資格を併せ持つ者を除く）
	建築設備士	建築設備士
	建築積算士	建築積算士
土 木	測量士	測量士
	測量士補	測量士補（測量士資格を併せ持つ者を除く）
	1級土木施工管理技士	1級土木施工管理技士
	2級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士（1級土木施工管理技士資格を併せ持つ者を除く）
環境計量士		環境計量士（濃度関係、騒音、振動関係）
伝送交換主任技術者		伝送交換主任技術者（級位が「旧第一種伝送交換主任技術者」に該当する方）
線路主任技術者		線路主任技術者
地質調技士		地質調査技士
不動産鑑定士		不動産鑑定士
不動産鑑定士補		不動産鑑定士補（不動産鑑定士資格を併せ持つ者を除く）
土地家屋調査士		土地家屋調査士

補償業務管理士	補管士・土地調査	補償業務管理士（登録部門が土地調査であるもの）
	補管士・土地評価	補償業務管理士（登録部門が土地評価であるもの）
	補管士・物件	補償業務管理士（登録部門が物件であるもの）
	補管士・機械工作物	補償業務管理士（登録部門が機械工作物であるもの）
	補管士・営業・特殊補償	補償業務管理士（登録部門が営業・特殊補償であるもの）
	補管士・事業損失	補償業務管理士（登録部門が事業損失であるもの）
	補管士・補償関連	補償業務管理士（登録部門が補償関連であるもの）
	補管士・総合補償	補償業務管理士（登録部門が総合補償であるもの）
公共用地経験者		官公庁において公共用地取得業務10年以上の実務経験がある者
司法書士		司法書士
林業技士（森林土木）		林業技士（森林土木）

- ・表にない資格についてはカウントしないでください。
- ・同一資格（技術士・RCCM・補償業務管理士）で複数の科目に合格している場合、ダブルカウントすることができます。
- ・ただし、技術士の「総合監理部門」に合格されている方のカウント方法は次のとおりとします。
（総合監理部門の選択科目と総合監理部門以外の技術部門の選択科目が一致する場合はダブルカウント不可、一致しない場合はダブルカウント可）
「技術士・道路」と「総合監理部門（道路）」の場合⇒「技術士・道路」で1とカウント
「技術士・道路」と「総合監理部門（トンネル）」の場合⇒「技術士・道路」「総合監理部門（トンネル）」それぞれで1とカウント

表2 技術者の定義

	技術士	技術部門	選択科目	総合技術監理部門選択科目
1	河川砂防海岸海洋	建設	河川砂防及び海岸・海洋	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋
2	港湾空港	建設	港湾及び空港	建設一般並びに港湾及び空港
3	電力土木	建設	電力土木	建設一般及び電力土木
4	道路	建設	道路	建設一般及び道路
5	鉄道	建設	鉄道	建設一般及び鉄道
6	上水工業用水道	上下水道	上水道及び工業用水道	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道
7	下水道	上下水道	下水道	上下水道及び下水道
8	農業土木	農業	農業土木、農業農村工学	農業一般及び農業土木又は農業農村工学
9	森林土木	森林	森林土木	森林一般及び森林土木
10	水産土木	水産	水産土木	水産一般及び水産土木
11	造園	建設	都市及び地方計画	建設一般並びに都市及び地方計画
12	都市計画地方計画	建設	都市及び地方計画	建設一般並びに都市及び地方計画
13	地質	応用理学	地質	応用理学一般及び地質
14	土質基礎	建設	土質及び基礎	建設一般並びに土質及び基礎
15	鋼構造コンクリ	建設	鋼構造及びコンクリート	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート
16	トンネル	建設	トンネル	建設一般及びトンネル
17	施工計画設備積算	建設	施工計画、施工設備及び積算	建設一般並びに施工計画。施工設備及び積算
18	建設環境	建設	建設環境	建設一般及び建設環境

19	機械	機械	機械設計、材料力学、材料強度・信頼性、動力エネルギー、熱工学、熱・動力エネルギー機器、液体機器、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、加工・生産システム・産業機械、機械力学・制御、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器、機構ダイナミクス・制御	機械一般並びに機械設計、材料力学又は材料強度・信頼性、「動力エネルギー、熱工学」又は熱・動力エネルギー機器、流体力学又は液体機器、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械又は加工・生産システム・産業機械、「機械力学・制御、交通・物流機械及び建設機械、ロボット若しくは情報・精密機器」又は機構ダイナミクス・制御
20	電気電子	電気電子	発送配変電、電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備	電気電子一般及び発送配変電又は電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備
21	廃棄物	衛生工学	廃棄物管理、廃棄物・資源循環	衛生工学一般及び廃棄物管理又は廃棄物・資源循環
22	衛生工学	衛生工学	水質管理、大気管理、空気調和、建築環境、建築物環境衛生管理	衛生工学一般及び水質管理、「大気管理、空気調和、建築環境」又は建築物環境衛生管理
23	情報工学	情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報システム、情報ネットワーク、情報基盤	情報工学一般及びコンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学又は情報システム、情報ネットワーク又は情報基盤

- ・「技術士」は、国土交通省「建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロ」で規定する「学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後登録部門に係る業務に関し20年以上実務の経験を有する者その他の者であって、国土交通大臣が（中略）同程度の知識及び技術を有するものと認定したもの」も含めてカウントしてください。

表3 RCCMの定義

	RCCM	専門技術部門
1	河川砂防海岸海洋	河川砂防及び海岸・海洋
2	港湾空港	港湾及び空港
3	電力土木	電力土木
4	道路	道路
5	鉄道	鉄道
6	上水工業用水道	上水道及び工業用水道
7	下水道	下水道
8	農業土木	農業土木
9	森林土木	森林土木
10	水産土木	水産土木
11	造園	造園
12	都市計画地方計画	都市計画及び地方計画
13	地質	地質
14	土質基礎	土質及び基礎
15	鋼構造コンクリ	鋼構造及びコンクリート
16	トンネル	トンネル
17	施工計画設備積算	施工計画、施工設備及び積算
18	建設環境	建設環境
19	機械	機械
20	電気電子	電気電子
21	廃棄物	廃棄物

※建設情報部門のRCCM人数の申告は、受け付けていません。

表 4 様式 B-2 の技術者の定義

	様式の標記	以下の資格を有する者（登録者）の延べ人数（申請時点）
1	構造設計一級建築士	構造設計一級建築士（様式 B-1 の一級建築士とダブルカウント）
2	設備設計一級建築士	設備設計一級建築士（様式 B-1 の一級建築士とダブルカウント）
3	下水道管理技術認定試験（管路施設）	下水道管理技術認定試験（試験区分が管路施設）の合格者
4	下水道管路管理総合技士	左記資格の登録者
5	下水道管路管理主任技士	左記資格の登録者
6	下水道管路管理専門技士（清掃）	下水道管路管理専門技士（清掃部門）の登録者
7	下水道管路管理専門技士（調査）	下水道管路管理専門技士（調査部門）の登録者
8	下水道管路管理専門技士（修繕改築）	下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）の登録者
9	農業土木技術管理士	左記資格の登録者
10	畑地かんがい技士	左記資格の登録者

（２）技術者の確認資料及び提出必要人数

令和9. 10年度定期受付から資格者の確認資料の提出が不要となりました。

（３）技術職員名簿の作成方法

技術職員名簿（9-10様式（測量コンサル）シート（7））の合計欄の人数と様式 B-1、B-2 に記載した人数が一致しているか確認する。

9 その他

(1) 競争入札参加資格変更届

※電子申請には対応しておりませんので、いずれも書面で御提出ください。

名簿登載後において以下の事由が生じた場合には、「競争入札参加資格変更届」に下記の添付書類を添えて提出してください。

① 随時受付するもの

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
商号又は名称	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹ 委任状（受任者用）
代表者名	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹ 委任状（受任者用）
代表者の役職名		委任状（受任者用）
本社の住所・郵便番号	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹ 委任状（受任者用）
本社の電話番号	なし	なし
資本金	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹	登記簿謄本（写）（法人）※ ¹
受任者名		委任状
受任者の住所・郵便番号		なし
受任者の電話番号		なし
受任者の役職名		委任状（受任者用）
営業登録の抹消	なし	なし
県内営業所の新設	営業所調書（様式C） 登記簿謄本（写）（法人）※ ²	営業所調書（様式C） 登記簿謄本（写）（法人）※ ²
県内営業所の廃止	なし	なし
申請代理人	委任状（代理申請用）	委任状（代理申請用）

※1 代表者・商号・本店住所に変更が生じた場合であって、登記簿の作成が完了する前に参加を希望する入札案件がある場合は、登記簿の作成が未了の状態であっても入札前に変更内容を名簿担当部署（県内業者にあつては総合支庁建設総務課行政係、県外業者にあつては県庁建設企画課）に届け出てください。届出がないまま入札に参加した場合、当該入札は無効になるほか、指名停止措置を受ける場合があります。（県内本店業者・県外本店業者共通）参加を希望する入札案件がない場合は、登記簿が作成完了後に届出ていただいて結構です。

※2 県内営業所新設の変更届に係る添付書類は、登記事項証明書に記載がない場合に、下記のいずれかの書類の写しを提出していただきます。

- 1) 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 7 条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 建設コンサルタント現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 2) 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 7 条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 地質調査業者現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 3) 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 7 条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 地質調査業者現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 4) 営業所等を賃貸している場合は、賃貸借契約書の写し。
 - 5) 電気、電話、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書であって、請求先等が申請者と一致しているもの。
 - 6) 1)～5)のいずれもない場合は、「営業所の建物外観、看板又は表札(申請者名と営業所の名称が分かるもの)及び営業所内の写真を A 4 判の用紙に貼り付けたもの」を提出。
- ◇ 測量法第 55 条の 8 に基づく書類は、行政庁の確認済み印がないため、挙証資料として使用できません。

② 名簿の追加受付期間のみ受付するもの

下記の変更は、入札参加資格審査の追加受付期間に限り受け付けます。受付期間と名簿登載期間は、第 2 項のとおりです。変更届の内容が入札参加資格者名簿に反映されるのは、受付が 8 月のものは同年度の 10 月 1 日から、受付が 11 月のものは翌年度の 4 月 1 日からとなります。

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
入札参加希望業種の追加	(営業登録の登録証等)	(営業登録の登録証等)
営業登録の追加	営業登録の登録証等	営業登録の登録証等
技術者数の変更※ ¹	資格の確認資料※ ²	資格の資料※ ²
役務の業種追加	役務の資格申請に係る付表	役務の資格申請に係る付表

※¹ 技術者数の変更については、各審査基準日時点(令和 9 年 7 月 31 日・令和 9 年 10 月 31 日・令和 10 年 7 月 31 日現在の時点)で、それまで名簿に登載されていた技術者数に変動があった場合、増加の場合も減少の場合も変更届を提出していただくことになります。

※² 技術者数が増加する場合は、有資格者延べ数総括表①②及び技術職員名簿を作成してください。技術者が減少する資格については、添付資料は不要です。

(2) 物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録

① 物品、役務への入札参加申込み

工事材料以外の物品の入札、「除雪・排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」以外の役務の入札への参加を希望する場合は、会計局会計課(023-630-2723)へお問い合わせください。

② 債権者登録

口座番号等の債権者登録は、契約後、契約担当課に届け出ることとなります。また、1の変更届を行った際に、債権者登録の内容に変更があった場合は、債権者登録の変更が必要になりますので、忘れず届出を行ってください。債権者登録の詳細は、会計局会計課（023-630-2713）へお問い合わせください。

（３）審査の結果通知

県の基準に基づき審査した結果については、11月受付の場合は翌年の3月下旬、8月受付の場合は9月下旬に、本社に通知します。

（４）名簿の公表について

名簿は、県ホームページで公表します。

（５）入札参加について

山形県が実施する競争入札については、原則全てが電子入札となっております。入札に参加される場合は、入札参加資格申請だけでなく、別途、**電子入札の利用者登録が必要**となります。

なお、令和7・8年度名簿に登載されていない方で令和9・10年度名簿に登載される予定の方は、「2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日」に掲げた名簿登載期間の最初の日以降に利用者登録をすることになります。

利用者登録の方法等詳細については「山形県電子入札システム案内ページ」をご覧ください。

URL : <https://www.pref.yamagata.jp/sr/dbkk2/index.html>

（６）入札参加資格の承継

名簿登載後、以下の事由が発生した場合、**入札参加資格を失う**ことになります。ただし、別紙様式による承継申請によって、入札参加資格を承継することができます。

承継事由	法人成り・世襲・合併・事業譲渡(会社分割)
------	-----------------------

① 承継の申請期限

申請期限は、原則として**事実発生後4か月以内**となります。

※ この場合の事実発生とは、下記のとおりです。

法人成り、新設合併…法人として登記がなされた日

吸収合併…合併契約において合併期日を定めた場合はその日、又は合併登記の日

事業譲渡…営業の譲渡が行われた日

② 承継申請に必要な書類

- 1) 競争入札参加資格申請の変更届(存続会社の商号・住所の変更等、及び消滅会社の辞退届)
- 2) 印鑑証明書(県外業者で必要な場合は、委任状、使用印鑑届)
- 3) 承継者が、法人の場合：商業登記簿謄本並びに定款の写し
個人の場合：身分証明書
- 4) 承継者と被承継者のそれぞれの財務諸表

その他、承継事由に応じて、下記の書類が必要になります。

1) 個人が法人を設立したとき

ア 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

2) 法人が合併したとき

ア 合併契約書の写し

イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

3) 営業の譲渡が行われたとき

ア 営業の譲渡が行われたことを証する契約書、覚書等

イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

4) 個人が死亡し、2親等以内の親族関係にある個人に事業を承継したとき

ア 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

※1 合併や分割等、承継事由が発生する場合は、なるべく事前に建設企画課に相談してください。

※2 承継事由の内容によっては入札参加資格の承継が認められない場合がありますのでご注意ください。